

育児休業法改正等に伴う人事院規則等の主な改正事項について（素案）

平成22年12月 9日
人事院職員福祉局

I 育児休業（人事院規則19-0改正事項）

1. 育児休業をすることができない職員

規則第3条の「育児休業をすることができない職員」に、育児休業の請求時に次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（※1）を加える。

- イ 任命権者が同一である官職（以下「特定官職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- ロ 子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定官職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（1歳到達日から1年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は特定官職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）
- ハ 勤務日の日数を考慮して人事院が定める非常勤職員（※2）

※1 次の非常勤職員については、上記にかかわらず育児休業をすることができる。

- (1) 2の③の場合に該当する非常勤職員（1歳到達日（※3）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
- (2) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、任期が更新され、又は任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

※2 「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

※3 2の②の場合は1歳到達日後の日

2. 育児休業の期間

育児休業法第3条第1項の「人事院規則で定める日」について、次に掲げる場合に依り、それぞれ定める日とする規定を設ける。

- ① ②及び③に掲げる場合以外の場合 子の1歳到達日
- ② 配偶者が子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業をしている場合（※4） 子が1歳2か月に達する日（※5）
- ③ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれの場合にも該当する非常勤職員が当該子の1歳到達日（※3）の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 子が1歳6か月に達する日
- イ 非常勤職員又はその配偶者が子の1歳到達日（※3）において育児休業をしている場合
- ロ 子の1歳到達日（※3）後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事院が定める場合（※6）に該当する場合

※4 非常勤職員がする育児休業の期間の初日とされた日が子の1歳到達日の翌日後である場合又は配偶者がしている育児休業の期間の初日前である場合を除く。

機密性 2 情報

※5 子が1歳2か月に達する日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（子の出生の日から1歳到達日までの日数）から非常勤職員の育児休業等取得日数（子の出生の日以後非常勤職員が産前休暇又は産後休暇により勤務しなかった日数と育児休業をした日数を合算した日数）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日

※6 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、子の1歳到達日（※3）後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として養育を行っている配偶者で子の1歳到達日（※3）後の期間について常態として養育をする予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

3. 再度の育児休業をすることができる特別の事情

非常勤職員について、規則第4条の「育児休業法第3条第1項ただし書の人事院規則で定める特別の事情」に、次に掲げる事情を加える。

- ① 2の③に掲げる場合に該当すること
- ② 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、任期が更新され、又は任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事

II 育児時間（人事院規則19-0改正事項）

1. 育児時間をするのでない職員

規則第28条の「育児時間をするのでない職員」に、育児時間の請求時に次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を加える。

イ Iの1のイ及びハに該当する非常勤職員

ロ 1日の勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員（※7）

※7 「人事院が定める非常勤職員」は、1日の勤務時間が5時間45分超とされている非常勤職員とする。

2. 育児時間の承認

非常勤職員の「育児時間の承認」について、次に掲げるところにより行うものとするよう規則第29条を改正する。

- ① ②以外の非常勤職員については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内とすること
- ② 保育時間（人事院規則15-15第4条第2項第3号の休暇）を承認されている非常勤職員については、1日の勤務時間から保育時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間の範囲内とすること

Ⅲ 介護休暇（人事院規則 15－15 改正事項）

1. 介護休暇の新設

非常勤職員（※8）について、要介護者（※9）の介護をするための休暇を、規則第4条第2項の「年次休暇以外の休暇」（無給）として措置するよう改正する。

※8 介護休暇を取得できる非常勤職員は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の請求を行う時に次のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定官職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定官職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は特定官職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）

(3) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

※9 要介護者の範囲は、常勤職員に同じ。

2. 介護休暇の期間

介護休暇（※10）は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日（※11）の範囲内において必要と認められる期間とする。

※10 介護休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

※11 その状態となった日前において要介護者について介護休暇を使用したことがある場合は、93日から、同日前の要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとにそれぞれ初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた期間の末日までの日数を合計した日数を減じた日数とする。

Ⅳ 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日

以 上